貯金規定新旧対比表

2023年８月１日適用

改　正　後	改　正　前
教育資金贈与税非課税措置に関する特約 １～３．（省略） ４．（贈与者死亡時の定め） (1)　貯金者は、この特約の適用を受ける教育資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下「贈与者」という。）が死亡した事実を知った場合は、すみやかに、その旨を当組合に届け出るものとします（2019年４月１日以後かつ死亡前３年以内の贈与および2021年４月１日以後の贈与に適用）。 (2)　貯金者は、贈与者の死亡日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、すみやかに当該領収書等を当組合に提出するものとします。 (3)　第１条第２項第３号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前３年以内（2021年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前３年以内（2021年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下の各号のいずれかに該当する場合は適用しません（2019年４月１日以後の贈与について適用）。 ①　当該貯金者が23歳未満である場合 ②　当該貯金者が学校等に在学している場合 ③　当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合	教育資金贈与税非課税措置に関する特約 １～３．（省略） ４．（贈与者死亡時の定め） （追加） （追加）　第１条第２項第３号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前３年以内（2021年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前３年以内（2021年４月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下の（追加）いずれかに該当する場合は適用しません（2019年４月１日以後の贈与について適用）。 ①　当該貯金者が23歳未満である場合 ②　当該貯金者が学校等に在学している場合 ③　当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 また、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超

改　正　後	改　正　前
また、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるときは、本項各号のいずれかに該当する場合においても、管理残額を当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします（2023 年４月１日以後の贈与について適用）。	えるときは、上記①～③のいずれかに該当する場合においても、管理残額を当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします（２０２３年４月１日以後の贈与について適用）。
(4)　贈与者から贈与を受け、当該贈与について非課税の適用を受けている場合における贈与者の死亡日において、貯金者が前項各号に該当する場合は、相続税の課税価格の合計額を確認するための書類を贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限後すみやかに当組合に提出するものとします（2023 年４月１日以後の贈与に適用）。	（追加）
５～17.（省略）	５～17.（省略）